

給与システム

「労働保険料申告書の資料」こんなときには

労働保険料申告書の資料を作成する流れと、よくあるお問い合わせについて説明します。

Rev:H2701

「労働保険料申告書の資料」作成の流れ

給与システムで「労働保険料申告書の資料」を作成する際の流れについて説明します。

「労働保険料申告書の資料」作成の流れ

【Step1】処理月を選択

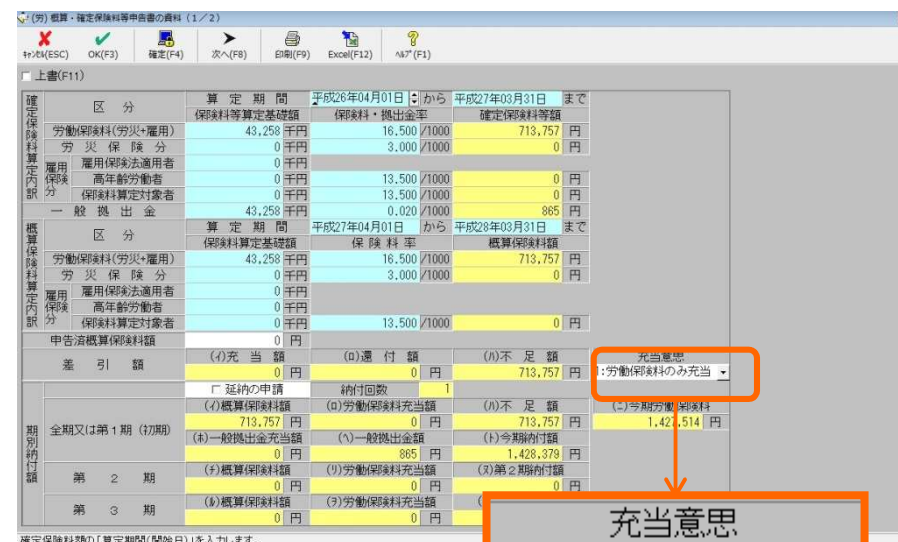
[データ選択・保守] 画面で4月～7月のいずれかの月を選択します。

※ [会社/計算条件の設定] 画面の「支給日の特別処理」が「翌月日付(特別)」に設定されている場合は、3月～6月を選択します。



【Step2】保険料額等の確認

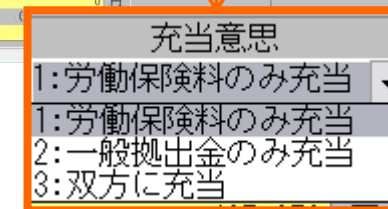
1. 保険料算定基礎額や料率等が水色項目に、表示されます。必要に応じて上書入力します。
2. 申告済み概算保険料額を入力します。
3. 延納の場合は「延納の申請」をチェックします。



【Step3】充当の意思の見直し

充当の意思を選択します。

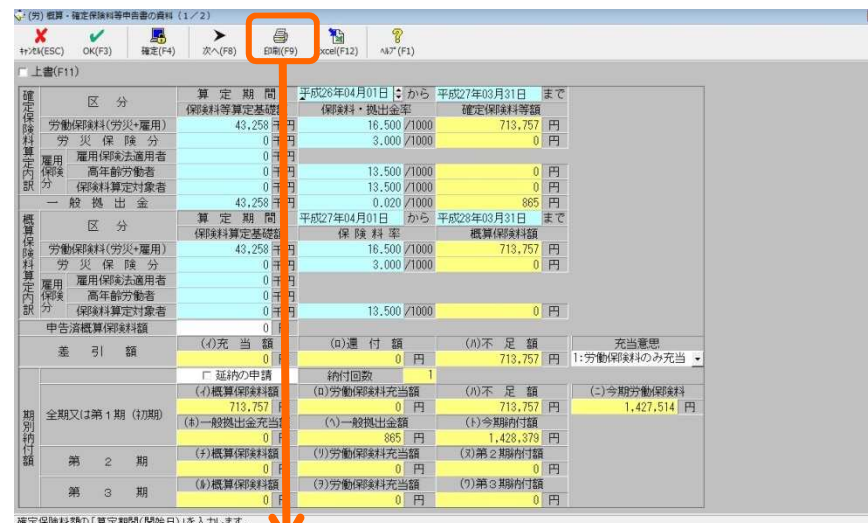
- 1: 労働保険料のみ充当
- 2: 一般拠出金のみ充当
- 3: 双方に充当



「労働保険料申告書の資料」作成の流れ

【Step3】 転記用資料の印刷

- ・「概算・確定保険料等申告書の資料」
- ・「労働保険料・一般拠出金 算定基礎賃金集計表」を印刷します。



【Step4】 提出用紙に転記

都道府県労働局から郵送される提出用紙に転記し、**平成27年7月10日**までに申告・納付します。

申告書と納付書と一緒に送られてきますので、保険料を添えて都道府県労働局に納付します。(納付先は都道府県労働局ですが、管轄の労働基準監督署または銀行、郵便局などでも申告・納付ができます。)

概算・確定保険料等申告書の資料

《概算・確定保険料算定内訳》			
確定保険料等額 (算定期間: 平成28年04月01日～平成27年03月31日)			
区分	① 保険料等算定基礎	② 保険料率・拠出金率	③ 確定保険料等額
労働保険料(労災・雇用)	43,258 千円	16.500 / 1000	713,757 円
労災保険分	0 千円	3.000 / 1000	0 円
雇用保険分	0 千円		
雇用保険分 雇用保険法適用者分	0 千円		
雇用保険分 高年齢労働者分	0 千円	13.500 / 1000	0 円
雇用保険分 保険料算定対象者分	0 千円	13.500 / 1000	0 円
一般拠出金	43,258 千円	0.020 / 1000	865 円

《概算・確定保険料算定内訳》			
概算保険料等額 (算定期間: 平成27年04月01日～平成28年03月31日)			
区分	① 保険料等算定基礎	② 保険料率	③ 概算保険料等額
労働保険料(労災・雇用)	43,258 千円	16.500 / 1000	713,757 円
労災保険分	0 千円	3.000 / 1000	0 円
雇用保険分	0 千円		
雇用保険分 雇用保険法適用者分	0 千円		
雇用保険分 高年齢労働者分	0 千円	13.500 / 1000	0 円
雇用保険分 保険料算定対象者分	0 千円	13.500 / 1000	0 円

④ 申告済概算保険料等額			
④の(イ) 差引額・充当額	0 円	④の(イ) 差引額・充当額	0 円
④の(ロ) 差引額・滞付額	0 円	④の(ロ) 差引額・滞付額	0 円
④の(ハ) 差引額・不足額	713,757 円	④の(ハ) 差引額・不足額	713,757 円
納付回数	1 回	納付回数	1 回
④ 充当意思	1:労働保険料のみ充当		
④ 期別納付額	1:労働保険料のみ充当		
全期又は第1期(初期)	(イ) 概算保険料等額	(ロ) 労働保険料充当額	(ハ) 不足額
	713,757 円	0 円	713,757 円
	(ロ) 一般拠出金充当額	(ハ) 一般拠出金額	(イ) 今期滞付額
	0 円	865 円	1,428,379 円
第2期	(イ) 概算保険料等額	(ロ) 労働保険料充当額	(ハ) 第2期滞付額
	0 円	0 円	0 円
第3期	(イ) 概算保険料等額	(ロ) 労働保険料充当額	(ハ) 第3期滞付額
	0 円	0 円	0 円

⑤ 常時使用労働者数			
⑤ 常時使用労働者数	8 人	⑤ 常時使用労働者数	8 人
⑤ 雇用保険法適用者数	8 人	⑤ 雇用保険法適用者数	8 人
⑤ 免除対象高年齢労働者数	0 人	⑤ 免除対象高年齢労働者数	0 人

「労働保険料申告書の資料」画面の解説

**「労働保険料申告書の資料」画面の各項目について
説明します。**

「労働保険料申告書の資料」画面の解説 - <1/2画面>

(労) 概算・確定保険料等申告書の資料 (1/2)

✖ (ESC) OK (F3)

上書(F11)

項目を選択して上書[F11]をチェックすると背景が水色の項目は上書き入力ができます。

区分	算定期間		確定保険料等額
	平成26年04月01日	平成27年03月31日	
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円	16.500 /1000	713,757 円
労災保険分	0 千円	3.000 /1000	0 円
雇用保険分	0 千円		
雇用保険法適用者	0 千円		
高年齢労働者	0 千円	13.500 /1000	0 円
保険料算定対象者	0 千円	13.500 /1000	0 円
一般拠出金	43,258 千円	0.020 /1000	865 円

確定分

区分	算定期間		概算保険料額
	平成27年04月01日	平成28年03月31日	
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円	16.500 /1000	713,757 円
労災保険分	0 千円	3.000 /1000	0 円
雇用保険分	0 千円		
雇用保険法適用者	0 千円		
高年齢労働者	0 千円	13.500 /1000	0 円
保険料算定対象者	0 千円	13.500 /1000	0 円

概算分

申告済概算保険料額 円

差引額

(イ) 充当額	(ロ) 還付額	(ハ) 不足額	充当意思
0 円	0 円	713,757 円	1:労働保険料のみ充当

延納の申請

前年度の申告済概算保険料額を入力します。

充当の意思を選択します

延納(分割納付)の場合はチェックを付けます。概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合、又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、原則として労働保険料の納付を3回に分割する事ができます。

「労働保険料申告書の資料」画面の解説 - <2/2画面>

☞ (労) 概算・確定保険料等申告書の資料 (2/2)

上書(F11)

		労災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金								雇用保険対象被保険者数及び金額							
		常用労働者		役員で労働者扱		臨時労働者		合計		被保険者		役員で被保険者扱		合計		(う)	
		(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	
26年	04月	7	2,912,364	0	0	0	0	7	2,912,364	7	2,912,364	0	0	7	2,912,364		
	05月	7	2,921,486	0	0	0	0	7	2,921,486	7	2,921,486	0	0	7	2,921,486		
	06月	7	2,879,860	0	0	0	0	7	2,879,860	7	2,879,860	0	0	7	2,879,860		
	07月	7	2,903,533	0	0	0	0	7	2,903,533	7	2,903,533	0	0	7	2,903,533		
	08月	7	2,914,861	0	0	0	0	7	2,914,861	7	2,914,861	0	0	7	2,914,861		
	09月	7	2,881,891	0	0	0	0	7	2,881,891	7	2,881,891	0	0	7	2,881,891		
	10月	7	2,880,017	0	0	0	0	7	2,880,017	7	2,880,017	0	0	7	2,880,017		
	11月	7	2,881,970	0	0	0	0	7	2,881,970	7	2,881,970	0	0	7	2,881,970		
	12月	7	3,152,969	0	0	0	0	7	3,152,969	7	3,152,969	0	0	7	3,152,969		
27年	01月	7	2,561,091	0	0	0	0	7	2,561,091	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091		
	02月	6	2,160,691	0	0	0	0	6	2,160,691	6	2,160,691	0	0	6	2,160,691		
	03月	7	2,557,950	0	0	0	0	7	2,557,950	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950		
賞与26年	7月		4,825,000		0		0		4,825,000		4,825,000		0		4,825,000		
26年	12月		4,825,000		0		0		4,825,000		4,825,000		0		4,825,000		
			0		0		0		0		0		0		0		
	年計	83	43,258,683	0	0	0	0	83	43,258,683	83	43,258,683	0	0	83	43,258,683		
		申告書へ転記する額								-							
		労災保険分								雇用保険分							
		合計の年計(千円)								合計の年計(千円)		高年齢の年計(千円)		差引(千円)		合計	
		43,258								43,258		0		43,258			
		常時使用労働者数(労災保険対象者数)								雇用保険被保険者数				うち免除対象高年			

労災保険 (Red text in image)

雇用保険 (Red text in image)

前年分(前年4月～前年12月)の金額は年度更新時に、当期データへ情報がコピーされます。よって、年度更新後に、前年データに戻って実績を訂正しても、今年のデータに訂正後の金額は反映されません。訂正する際は、上記画面(算定基礎賃金集計表)から、正しい金額を上書入力してください。

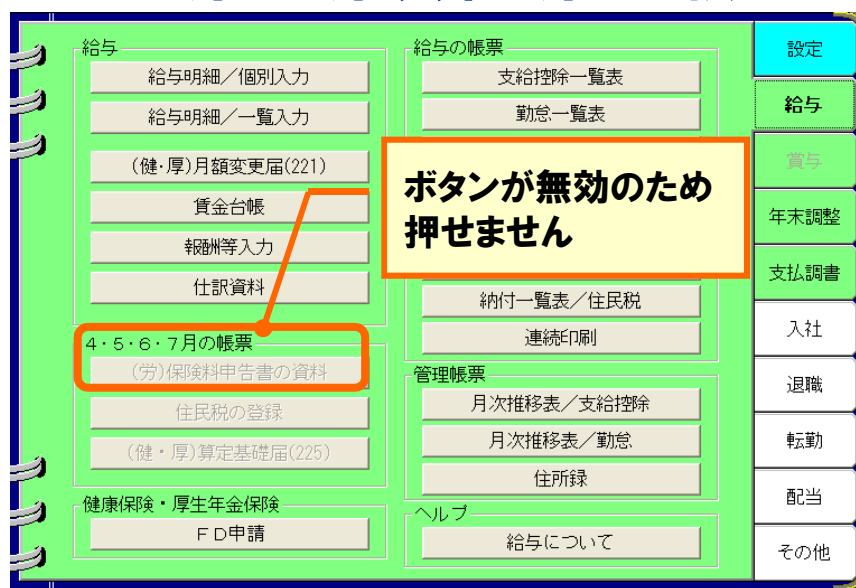
「労働保険料申告書の資料」に関するよくある お問い合わせ

労働保険料申告書の資料に関するよくある
お問い合わせについて説明します。

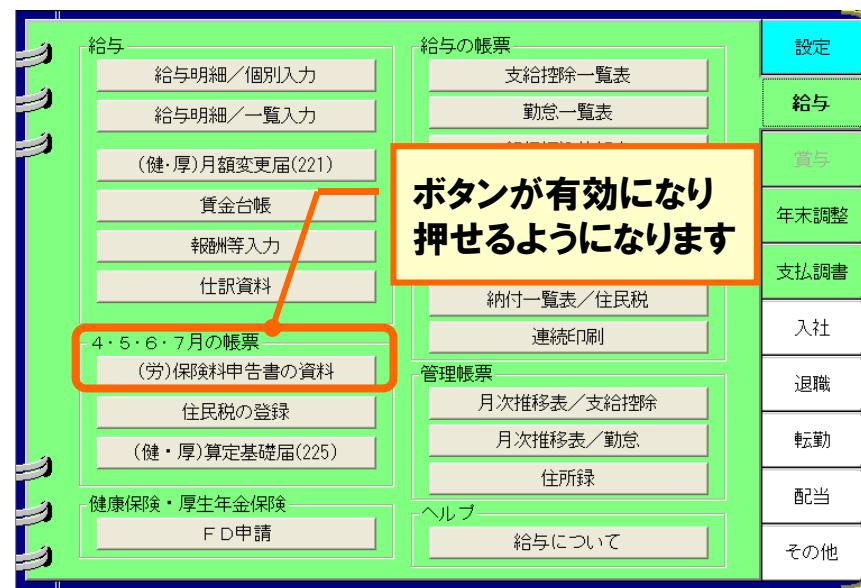
(労)保険料申告書の資料のボタンが押せません。

A [データ選択・保守] 画面で、4月～7月のいずれかの月を選択してメニューに入り直してください。

●4月～7月以外の月を選択●



●4月～7月を選択●



※ [会社/計算条件の設定] 画面の「支給日の特別処理」が「翌月支給(特別)」に設定されている場合は、3月～6月のいずれかの月を選択し、メニューに入ります。

保険料率はどこから変更するのですか

A [労働保険料申告書の資料] 画面で、お客様の事業の種類にあわせて、確定分は改定前の各保険料率で、概算分は改定後の各保険料率で上書き入力して変更してください。

※平成27年度から労災保険料率が改定されました

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/dl/150403-01.pdf

確定分

概算分

A: 労働保険料率 ⇒ 労災保険料率+雇用保険料率(B+C)を入力
B: 労災保険料率 ⇒ 事業に該当する改定前の労災保険料率を入力
C: 雇用保険料率 ⇒ 事業に該当する雇用保険料率を入力
D: 一般拠出金率 ⇒ 事業によらず、1000分の0.02

E: 労働保険料率 ⇒ 労災保険料率+雇用保険料率(F+G)を入力
F: 労災保険料率 ⇒ 事業に該当する改定後の労災保険料率を入力
G: 雇用保険料率 ⇒ 事業に該当する雇用保険率を入力

雇用保険料率

事業の種類	雇用保険料率
一般の事業	13.500 / 1000
農林水産業・清酒製造業	15.500 / 1000
建設業	16.500 / 1000

労災保険料率
 事業の種類により料率が異なります。
 該当する改定後の料率を入力します。

確定保険料額の「算定期間(開始日)」を入力します。

申告済概算保険料額 > 確定保険料額の場合、 差引額の集計はどのように計算されますか？

A 充当意思の選択により集計が異なります。

充当意思
 1:労働保険料のみ充当
 2:一般拠出金のみ充当
 3:双方に充当

H25年より「充当意思」の選択が追加されています。
 1:労働保険料のみ充当:①と②を相殺した差額を充当(1期目~3期目の労働保険料額のみ)に充当)
 2:一般拠出金のみ充当:③を充当額へ転記し残りを還付額へ集計(一般拠出金のみ)に充当)
 3:双方に充当:1期目の労働保険料額、一般拠出金の順に充当し、余りがある場合は2期目、3期目の労働保険料額に充当します

確定保険料算定内訳		算定期間	平成26年04月01日	から	平成27年03月31日	まで
区分	保険料等算定基礎額	保険料・拠出金率				確定保険料等額
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円	16.500 /1000				713,757
労働保険分	0 千円	3.000 /1000				0
雇用保険分	0 千円					0
雇用保険法適用者	0 千円					0
高年齢労働者	0 千円	13.500 /1000				0
保険料算定対象者	0 千円	13.500 /1000				0
一般拠出金	43,258 千円	0.020 /1000				865
申告済概算保険料額	750,000 円					
差引額	(イ)充当額 865 円	(ロ)還付額 35,378 円				(ハ)不足額 0 円

概算保険料算定内訳		算定期間	平成27年04月01日	から	平成28年03月31日	まで
区分	保険料算定基礎額	保険料率				概算保険料額
労働保険料(労災+雇用)	43,258 千円	16.500 /1000				713,757
労働保険分	0 千円	3.000 /1000				0
雇用保険分	0 千円					0
雇用保険法適用者	0 千円					0
高年齢労働者	0 千円	13.500 /1000				0
保険料算定対象者	0 千円	13.500 /1000				0
一般拠出金	43,258 千円	0.020 /1000				865
申告済概算保険料額	750,000 円					
差引額	(イ)充当額 865 円	(ロ)還付額 35,378 円				(ハ)不足額 0 円

労働保険料のみ充当

一般拠出金のみ充当

保険料算定基礎額を発生月ベースで集計できますか

A 申し訳ありませんが現在は支払月ベースの仕様となっております。

【参考】 R4シリーズにて、対応を行っております。

<R4では、前年3月～当年2月・前年4月～当年3月・前年5月～当年4月の集計期間が選択可能>

※ [計算条件] 画面で「支給日の特別処理＝翌月日付(特別)」の場合は、
3月度(4月〇日支給)～翌2月度(3月〇日支給)が集計期間となります。

* 支給日の特別処理＝当月日付(通常) *

月度	支払日
3月度	3月〇日
4月度	4月〇日
5月度	5月〇日
6月度	6月〇日
...	...
1月度	1月〇日
2月度	2月〇日
3月度	3月〇日

* 支給日の特別処理＝翌月日付(特別) *

月度	支払日
3月度	4月〇日
4月度	5月〇日
5月度	6月〇日
6月度	7月〇日
...	...
1月度	2月〇日
2月度	3月〇日
3月度	4月〇日

集計期間

前年退職者分が集計されません。

A 前年退職者を当期データで削除しているためです。

⇒<2/2画面目> 算定基礎賃金集計表に前年退職者分を加算して上書き入力してください。

項目を選択して上書[F11]をチェックすると上書き入力ができます。

上書きした項目は、背景色が緑色

労災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金										雇用保険対象被保険者数及び金額						
	月	常用労働者		役員で労働者扱						被保険者		役員で被保険者扱		合計		(人)
		(人)	(円)	(人)	(円)					(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	
26年	04月	7	2,912,364	0	0					7	2,912,364	0	0	7	2,912,364	
	05月	7	2,921,486	0	0					7	2,921,486	0	0	7	2,921,486	
	06月	7	2,879,860	0	0					7	2,879,860	0	0	7	2,879,860	
	07月	7	2,903,533	0	0	0	0	7	2,903,533	7	2,903,533	0	0	7	2,903,533	
	08月	7	2,914,861	0	0	0	0	7	2,914,861	7	2,914,861	0	0	7	2,914,861	
	09月	7	2,881,891	0	0	0	0	7	2,881,891	7	2,881,891	0	0	7	2,881,891	
	10月	7	2,880,017	0	0	0	0	7	2,880,017	7	2,880,017	0	0	7	2,880,017	
	11月	7	2,881,970	0	0	0	0	7	2,881,970	7	2,881,970	0	0	7	2,881,970	
	12月	7	3,152,969	0	0	0	0	7	3,152,969	7	3,152,969	0	0	7	3,152,969	
27年	01月	7	2,561,091	0	0	0	0	7	2,561,091	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091	
	02月	6	2,160,691	0	0	0	0	6	2,160,691	6	2,160,691	0	0	6	2,160,691	
	03月	7	2,557,950	0	0	0	0	7	2,557,950	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950	
賞与26年	7月		4,825,000	0	0	0	0	4,825,000		4,825,000		0	0	4,825,000		

※削除した前年退職者分の実績を、上記、<2/2画面目> 算定基礎賃金集計表からではなく、<1/2画面目>「確定保険料算定内訳」の「保険料等算定基礎額」に直接年間額を加算しても構いませんが、その場合、システムから算定基礎賃金集計表は作成できません。(金額が合いません)

※前年退職者は翌年4月の労働保険料申告書の対象になるため、システムでは、年度更新をしても従業員マスターに残す仕様になっています。(2年後の年度更新時に削除されます)

(例) 平成25年10月に退職・・・平成26年⇒平成27年への年度更新時に削除

4/1で満64歳になる従業員がいます。該当従業員の雇用保険の設定で、何か変更する必要がありますか。

A 雇用保険の設定を「なし(高年齢)」に変更してください。

保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上の高年齢労働者は、雇用保険に係わる保険料が免除されます。

(ただし、短期雇用被保険者、日雇労働被保険者及び任意加入の高年齢者は保険料免除の対象となりません。)

システムでは、該当従業員の雇用保険の設定を「なし(高年齢)」に変更することで、雇用保険の「免除対象高年齢被保険者」と判断されます。

▼ [従業員/個別入力] 画面の [給与・所得・家族] タブ

従業員 / 変更		
キャンセル(ESC)	クリア(F2)	OK(F3)
ヘルプ(F1)		
従業員:	01SE01	木村 敏明
給与	健康保険	あり
	介護保険	年齢判定計算
	厚生年金保険	あり
	雇用保険	なし(高年齢)
	労災保険	なし
	所得税	あり
	時間外手当	なし
	勤怠控除	なし

参考:
保険年度の途中で満64歳となった者については、当該保険年度においては高年齢労働者としての取扱はせず翌年から免除の対象となります。

「賃金集計表」に関するよくあるお問い合わせ

算定基礎賃金集計表に関するよくあるお問い合わせについて説明します。

算定基礎賃金集計表の金額はどこから集計されますか

A 賃金台帳の支給金額のうち、課税対象が「課税」または「非課税」の項目を集計します。（「課税(社保外)」、「非課税(社保外)」の項目は集計対象外）

▼賃金台帳

(支払日)	前4月 (04/25)	前5月 (05/25)	前6月 (06/25)	前7月 (07/25)	前8月 (08/25)	前9月 (09/25)	前10月 (10/25)	前11月 (11/25)	前12月 (12/25)	1月 (01/25)	2月 (02/25)	3月 (03/25)	前予備月1 (12/10)	給与合計
基本給	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	320,000	520,000	520,000	100,000	6,500,000
役職手当	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	6,500,000
住宅手当	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	480,000
通勤手当(非)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	240,000
実給支給額	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	880,000	1,040,000	1,040,000	600,000	12,569,693
経支給額	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	1,120,000	880,000	1,040,000	1,040,000	600,000	12,569,693
健康保険	27,641	27,641	27,641	27,641	27,641	27,641	27,641	27,641	27,641	27,494	27,494	27,494	0	330,000
厚生年金保険	46,327	46,327	46,327	46,327	46,327	46,327	46,327	46,327	46,327	47,371	47,371	47,371	0	550,056
社会保険合計	73,968	73,968	73,968	73,968	73,968	73,968	73,968	73,968	73,968	74,865	74,865	74,865	0	890,307
課税対象額	1,026,032	1,026,032	1,026,032	1,026,032	1,026,032	1,026,032	1,026,032	1,026,032	1,026,032	785,135	985,135	985,135	600,000	12,569,693
所得税	111,020	111,020	111,020	111,020	111,020	111,020	111,020	111,020	111,020	66,940	107,680	107,680	27,130	1,308,610
住民税	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	0	550,000
旅行積立	0	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170,000
財形貯蓄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,000
経控除額	234,988	266,000	266,000	266,000	266,000	266,000	266,000	266,000	266,000	232,545	232,545	232,545	27,130	2,934,917
(内)基本保険	14,691	14,691	14,691	14,691	14,691	14,691	14,691	14,691	14,691	17,169	17,169	17,169	0	183,726
(内)特定保険	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	9,440	10,325	10,325	10,325	0	115,935
(内)介護保険	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510	0	0	0	0	31,590
年末調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-84,932
現金支給額	885,012	853,000	853,000	853,000	853,000	853,000	853,012	853,012	853,012	847,455	847,455	847,455	572,870	10,700,151
差引支給額	885,012	853,000	853,000	853,000	853,000	853,012	853,012	853,012	853,012	847,455	847,455	847,455	572,870	10,700,151
扶養親族(人)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	

▼ [給与項目の設定] - [項目の変更] 画面

項目名・属性

項目名: 課税対象: 残業対象: 項目の種類: 端数処理:

住宅手当 課税 対象外 前月金額

算定基礎賃金集計表の各欄への集計対象者を教えてください。

A 下表のとおりとなります。

労災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金								雇用保険対象被保険者数及び金額						
常用労働者		役員で労働者扱		臨時労働者		合計		被保険者		役員で被保険者扱		合計		(う)
(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)
26年 04月	7	2,912,364	0	0	0	7	2,912,364	7	2,912,364	0	0	7	2,912,364	
05月	7	2,921,486	0	0	0	7	2,921,486	7	2,921,486	0	0	7	2,921,486	
06月	7	2,879,860	0	0	0	7	2,879,860	7	2,879,860	0	0	7	2,879,860	
07月	7	2,903,533	0	0	0	7	2,903,533	7	2,903,533	0	0	7	2,903,533	
08月	7	2,914,861	0	0	0	7	2,914,861	7	2,914,861	0	0	7	2,914,861	
09月	7	2,881,891	0	0	0	7	2,881,891	7	2,881,891	0	0	7	2,881,891	
10月	7	2,880,017	0	0	0	7	2,880,017	7	2,880,017	0	0	7	2,880,017	
11月	7	2,881,970	0	0	0	7	2,881,970	7	2,881,970	0	0	7	2,881,970	
12月	7	3,152,989	0	0	0	7	3,152,989	7	3,152,989	0	0	7	3,152,989	
27年 01月	7	2,561,091	0	0	0	7	2,561,091	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091	
02月	6	2,160,691	0	0	0	6	2,160,691	6	2,160,691	0	0	6	2,160,691	
03月	7	2,557,950	0	0	0	7	2,557,950	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950	
賞与26年 7月		4,825,000					4,825,000		4,825,000				4,825,000	
26年 12月		4,825,000					4,825,000		4,825,000				4,825,000	
		0					0		0				0	
年計	83	43,258,683	0	0	0	83	43,258,683	83	43,258,683	0	0	83	43,258,683	

項目	集計対象
①常用労働者	「労災保険」ありで②③以外
②役員で労働者扱いの者	「労災保険」ありで「役員区分」が役員である役職コード
③臨時労働者	「労災保険」ありで「給与区分」が日給または時給、かつ「雇用保険」なし

算定基礎賃金集計表の各欄への集計対象者を教えてください。(続き)

A 下表のとおりとなります。

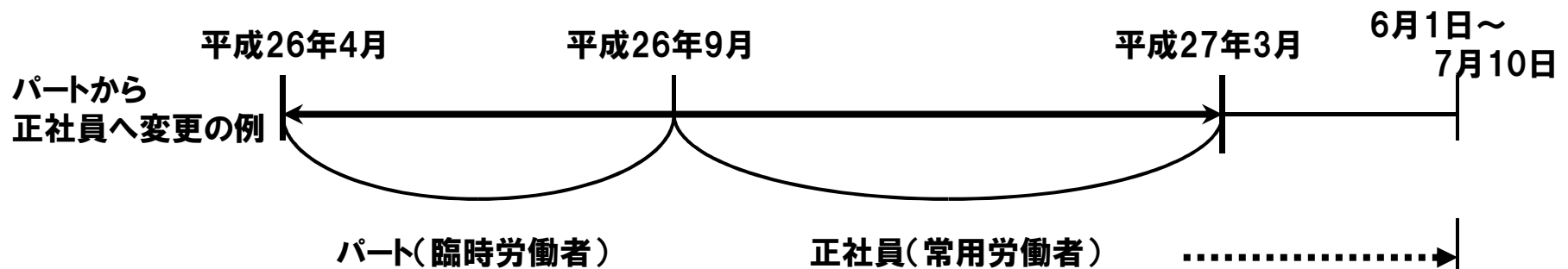
雇用保険

		災保険・一般拠出金対象労働者数及び賃金					雇用保険対象被保険者数及び金額							
		役員で労働者扱		臨時労働者		合計	被保険者		役員で被保険者扱		合計	(うち高年齢者分)		
		(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
26年	04月	0	0	0	0	7	7	2,912,364	0	0	7	2,912,364	0	0
	05月	0	0	0	0	7	7	2,921,486	0	0	7	2,921,486	0	0
	06月	0	0	0	0	7	7	2,879,860	0	0	7	2,879,860	0	0
	07月	0	0	0	0	7	7	2,903,533	0	0	7	2,903,533	0	0
	08月	0	0	0	0	7	7	2,914,861	0	0	7	2,914,861	0	0
	09月	0	0	0	0	7	7	2,881,891	0	0	7	2,881,891	0	0
	10月	0	0	0	0	7	7	2,880,017	0	0	7	2,880,017	0	0
	11月	0	0	0	0	7	7	2,881,970	0	0	7	2,881,970	0	0
	12月	0	0	0	0	7	7	3,152,969	0	0	7	3,152,969	0	0
27年	01月	0	0	0	0	7	7	2,561,091	0	0	7	2,561,091	0	0
	02月	0	0	0	0	6	6	2,160,891	0	0	6	2,160,891	0	0
	03月	0	0	0	0	7	7	2,557,950	0	0	7	2,557,950	0	0

項目	集計対象
④被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 「役員区分」が役員である役職コード以外で月々の雇用保険金額>0 「役員区分」が役員である役職コード以外で前年4月1日現在において満64歳以上かつ「雇用保険」が「なし」以外
⑤役員で被保険者扱いの者	<ul style="list-style-type: none"> 「役員区分」が役員である役職コードで月々の雇用保険金額>0 「役員区分」が役員である役職コードで前年4月1日現在において満64歳以上かつ「雇用保険」が「なし」以外
⑥(うち高年齢者分)	<p>前年4月1日現在において満64歳以上で「雇用保険」が「なし」以外。 ただし、月々の雇用保険金額>0の場合は除外します。</p>

保険年度の途中で役員になったり、パート(臨時労働者)から正社員(常用労働者)になった場合はどこの区分に集計されますか

A 算定基礎賃金集計表を作成する時点での情報(役職コード、給与区分、雇用保険区分、労災保険区分)をもとに判定され、集計が行われます。よって、保険年度の途中でこれらに変更になった場合は算定基礎賃金集計表の修正が必要になります。



☆途中から正社員になりましたが、パートだった月も賃金集計表の「①常用労働者」欄に集計されます。

算定基礎賃金集計表を作成する時点も「正社員(常用労働者)」

賃金集計表を出力すると、「XX年4月～8月」と 賞与が期間集計で表示されます

A 「複数締日」の機能を使用しているデータで、各回の賞与支払月が締日パターンごとに異なる場合、賞与は期間集計して表示されます。

▼[締日の設定]画面

<社員>
<パート>

・社員
賞与1回目 7月31日
賞与2回目 11月30日

・パート
賞与1回目 8月 5日
賞与2回目 12月 5日

賞与支払月を揃えずに設定

・賞与支払月を揃えずに設定 → 期間集計
(4月～8月、9月～12月、1月～3月で集計)

賞与	26年 4～8月	7	5,450,000	0
	26年 9～12月		5,450,000	0
合 計				

期間集計で表示されます

・賞与支払月を揃えて設定 → 月別に集計

賞与	26年 8月	7	5,450,000	0
	26年 12月	7	5,450,000	0
合 計			86,286,515	